

地域包括支援センター設置関連資料

この資料は、厚生労働省から出されたものから、関連内容を抜粋したものです。



地域包括支援センター(仮称)について(案)

基本的な機能:

- ①地域支援の総合相談 ②介護予防マネジメント ③包括的・継続的マネジメントの支援

地域支援の総合相談

<ポイント>

○ワンストップ相談→多面的(制度横断的)支援の展開

- ・実態把握
 - ・初期相談対応
 - ・専門相談支援 など
- 行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

○社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー(仮称)と
いった専門職を配置。社会福祉士を中心に対応

介護予防マネジメント

<ポイント>

○要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防
の一体的対応

- ・新予防給付マネジメント
- ・介護予防事業(仮称)のマネジメント

具体的な組み立ては介護予防サービス評価研究委員会で検討

保健師 主任ケアマネジャー(仮称)を中心に対応

包括的・継続的マネジメント

<ポイント>

○高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、主治医、ケアマネジャーなど多職種協働・多職種連携による長期継続ケアマネジメントの後方支援

- ・施設・在宅連携、多職種連携の実現のための支援
- ・ケアマネジャーの日常的個別指導・相談
- ・ケアマネジャーが抱える支援困難事例等への指導・助言 等

○地域包括ケアシステム確立への取組

- ・地域住民・専門機関での地域ネットワークの形成 等

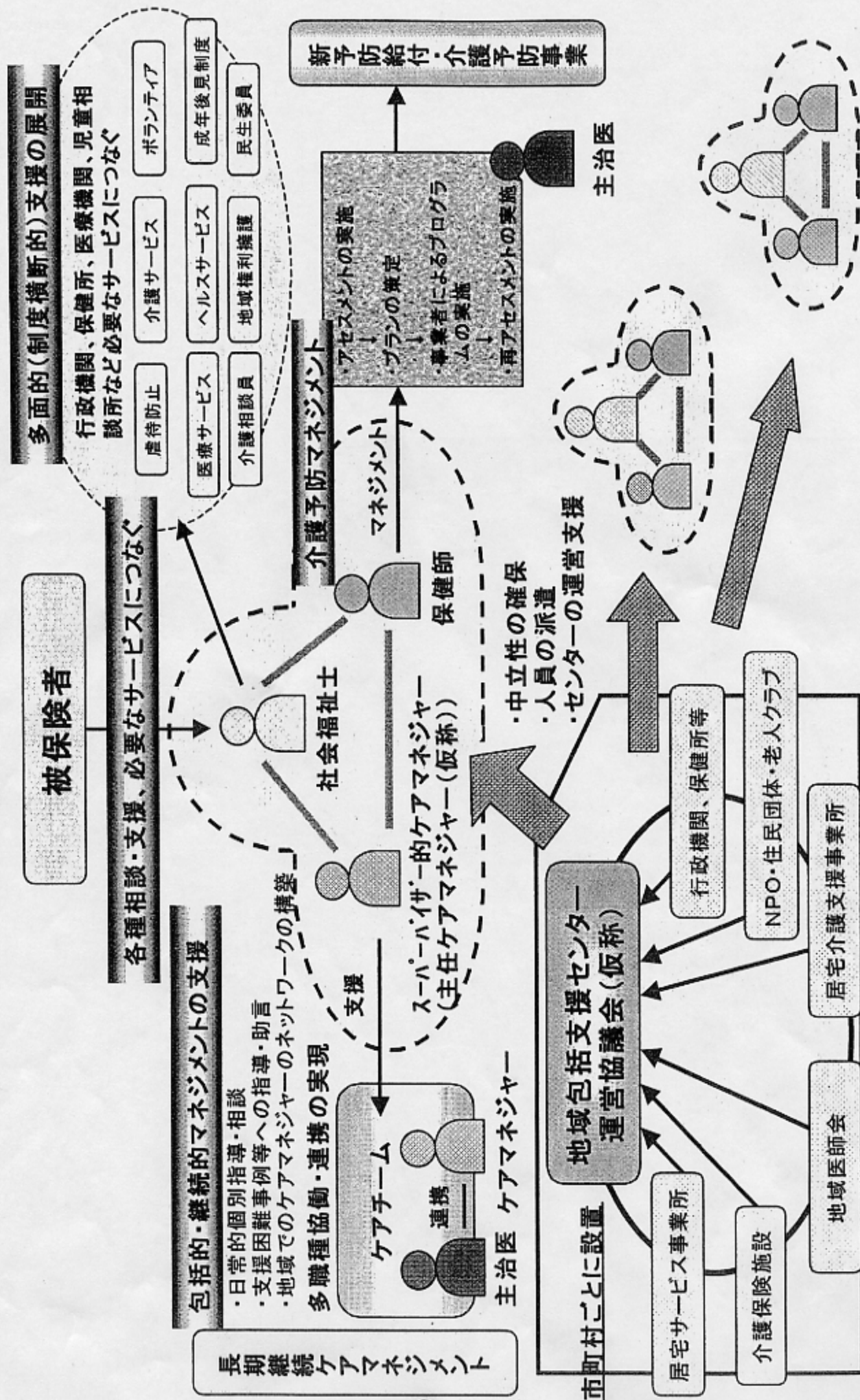
○主任ケアマネジャー(仮称)を中心に対応

地域包括支援センター運営協議会(仮称)の設置

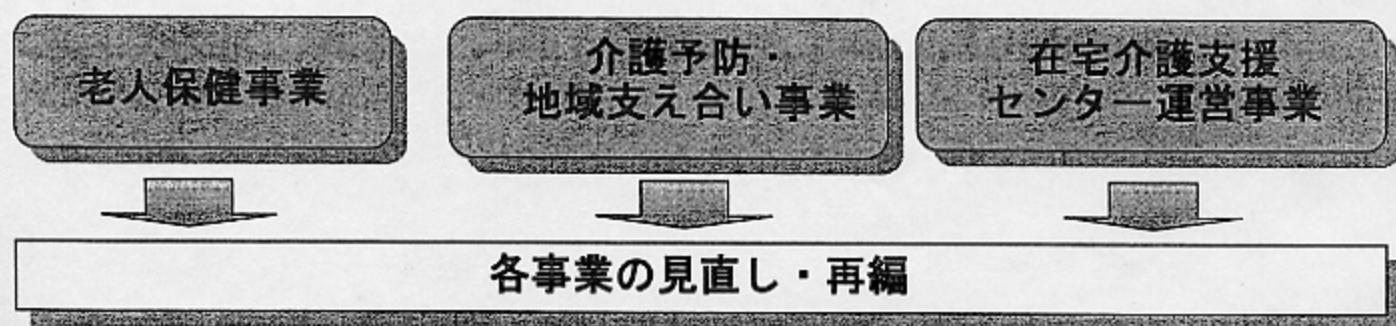
・地域包括支援センター(仮称)に求められる機能を十全に発揮するために設置

- ①関係機関との連携、地域の社会資源の開発・普及
- ②協議会構成事業所によるセンター職員のパフォーマンスを確保。センターの公正運営の確保

地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ(案)



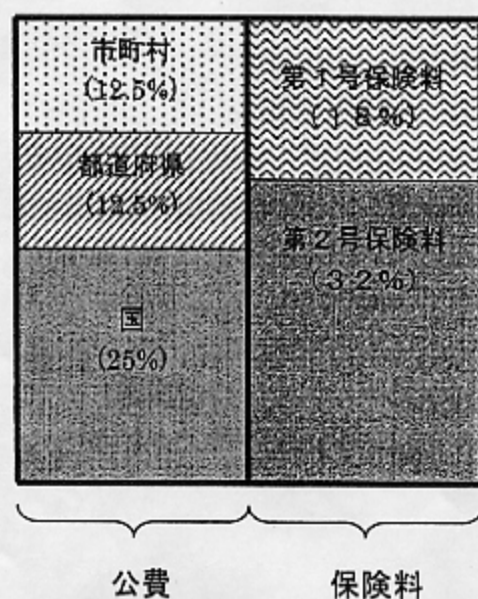
地域支援事業（仮称）のイメージ



地域支援事業（仮称）の創設

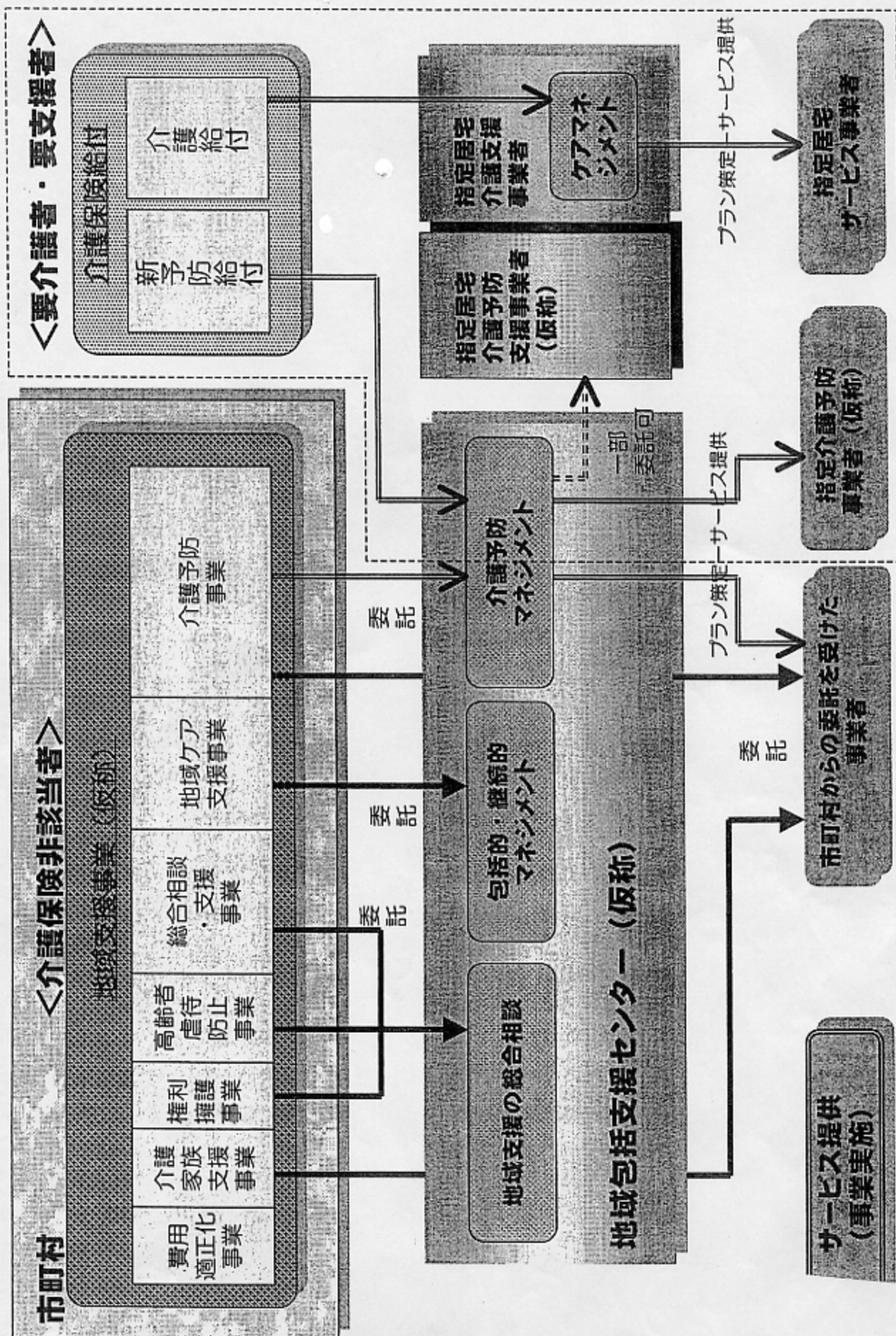
- 現行の介護保険法に基づく保健福祉事業の中に、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業及び在宅介護支援センター事業を再編した地域支援事業（仮称）を創設。
- 地域支援事業（仮称）は、市町村実施を原則とする。
- 市町村は給付費の3%を上限として地域支援事業計画を策定。

【地域支援事業（仮称）の財源構成】



※総事業費規模：給付費の3%
（平成18年度事業費ベースでは
約2,000億円程度）

地域支援事業（仮称）の全体像について（イメージ案）



地域支援事業（仮称）のメニュー（イメージ案）

老人保健事業

現行の老人保健事業6事業

- ①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導

見直しの視点

- 65歳以上を事業対象とすることから必要に生活習慣病予防の観点から必要なメニューの見直し
- 介護予防の観点から必要なメニューの追加
- ※健康・うつ、口腔機能、栄養改善、運動療、同じにもり予防の観点からの関係項目の追加等

介護予防・地域支え合い事業

※現行の介護予防・地域支え合い事業について効果を見出し、類型分けして地域支援事業に組み入れ、以下の各事業においては、主なメニューを例示したものであり全てではない。

介護予防に関する事業

- 転倒予防対策事業
- ADL訓練事業
- 高齢者生活改善事業
- 食の自立支援事業

○アクティビティ・相見介護教室

- 足指・爪のケアに関する事業
- 運動指導事業
- 低力向上トレーニング事業等

総合相談・支援に関する事業

- 高齢者実地訪問事業
- 緊急通報体制整備等事業
- 地域住民グループ支援事業

○生活管理指導員派遣事業

- 生活管理指導員派遣短期泊事業等
- 生活管理指導員派遣事業等

福利施設に関する事業

- 成年後見制度利用支援事業

○簡易にやさしいネットワーク形成事業等

介護家族支援に関する事業

- 家族介護者交流事業

○家族介護教室等

地域包括支援センター

- 介護予防事業
—介護予防マネジメント

マネジメント

地域支援事業（仮称）

サービス

総合相談・支援事業

- 生活管理指導員派遣
- 介護相談員派遣

費用適正化事業

- 介護予防事業
- 検診、健康教育的・機能訓練的業務等

介護家族支援事業

- 家族介護者に対するレスパイト

福利施設事業

- 成年後見制度利用支援

地域ケア支援事業

- ケアマネに対する日常的指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

高齢者虐待防止事業

- 高齢者虐待防止ネットワークの形成支援等

民間事業者等に委託可

地域ケア支援事業

- ケアマネに対する日常的指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

高齢者虐待防止事業

- 高齢者虐待防止ネットワークの形成支援等

民間事業者等に委託可

民間事業者等に委託可

民間事業者等に委託可

地域支援事業の概要

I. 事業の内容

①介護予防事業

- ア) 介護予防のスクリーニング（ハイリスクグループの選定）の実施
イ) 要支援・要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供

②包括的支援事業

- ・介護予防マネジメント事業（上記①の介護予防サービスのマネジメント）
- ・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）
- ・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

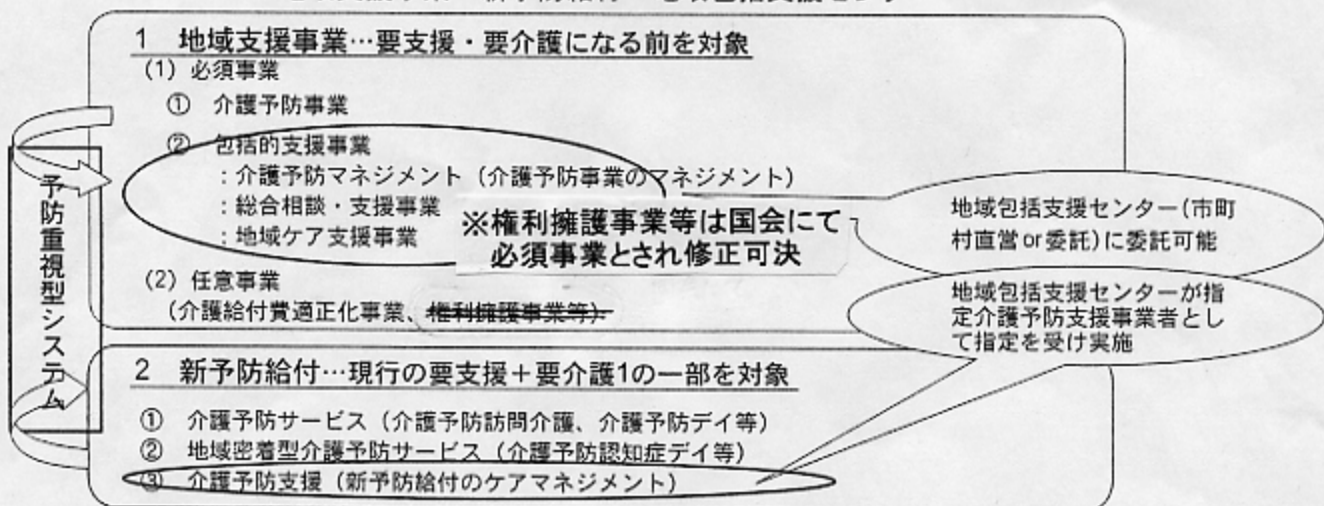
③任意事業

介護給付費適正化事業、権利擁護事業、家族支援事業など
☆包括的支援事業は地域包括支援センターに、他の事業は事業者等に委託可能。

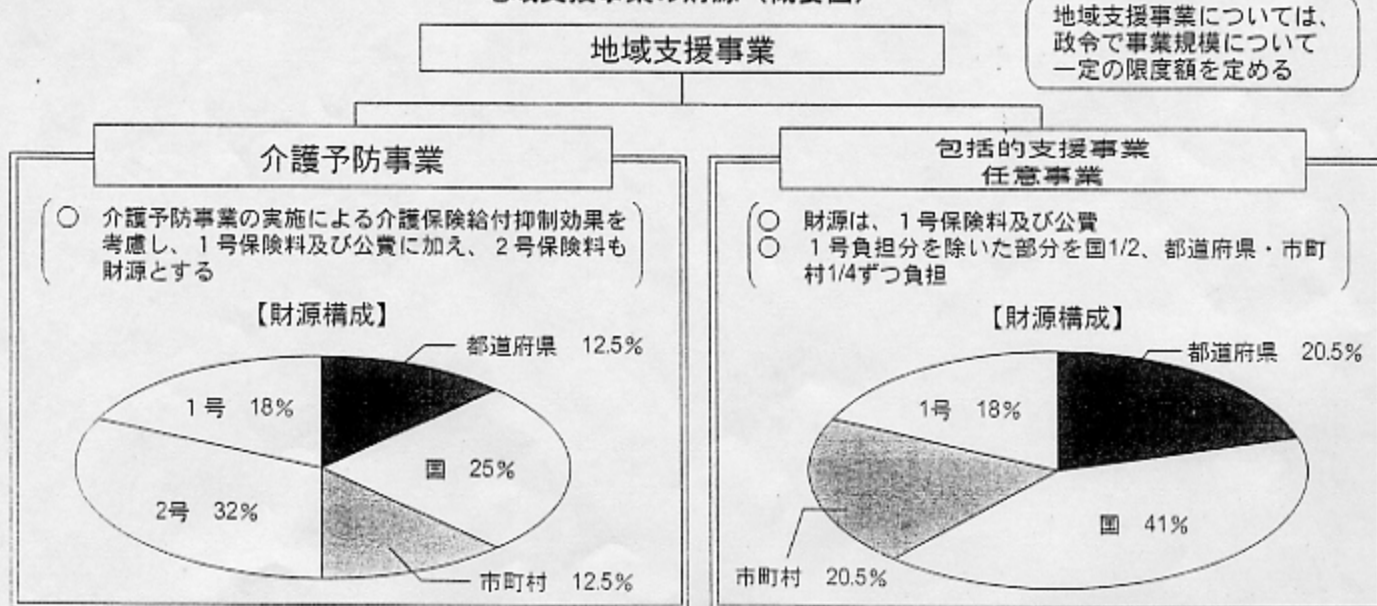
II. 財源構成等

- (1) 事業規模 市町村介護保険事業計画に明記。政令で一定の限度額を定める。
(2) 財源構成 ①介護予防事業
・現行の給付費の財源構成と同じ（1号保険料、2号保険料、公費）
②包括的支援事業・任意事業
・1号保険料と公費で構成
(3) 利用料 市町村は地域支援事業の利用者に対して利用料を請求できるものとする。

地域支援事業・新予防給付・地域包括支援センター



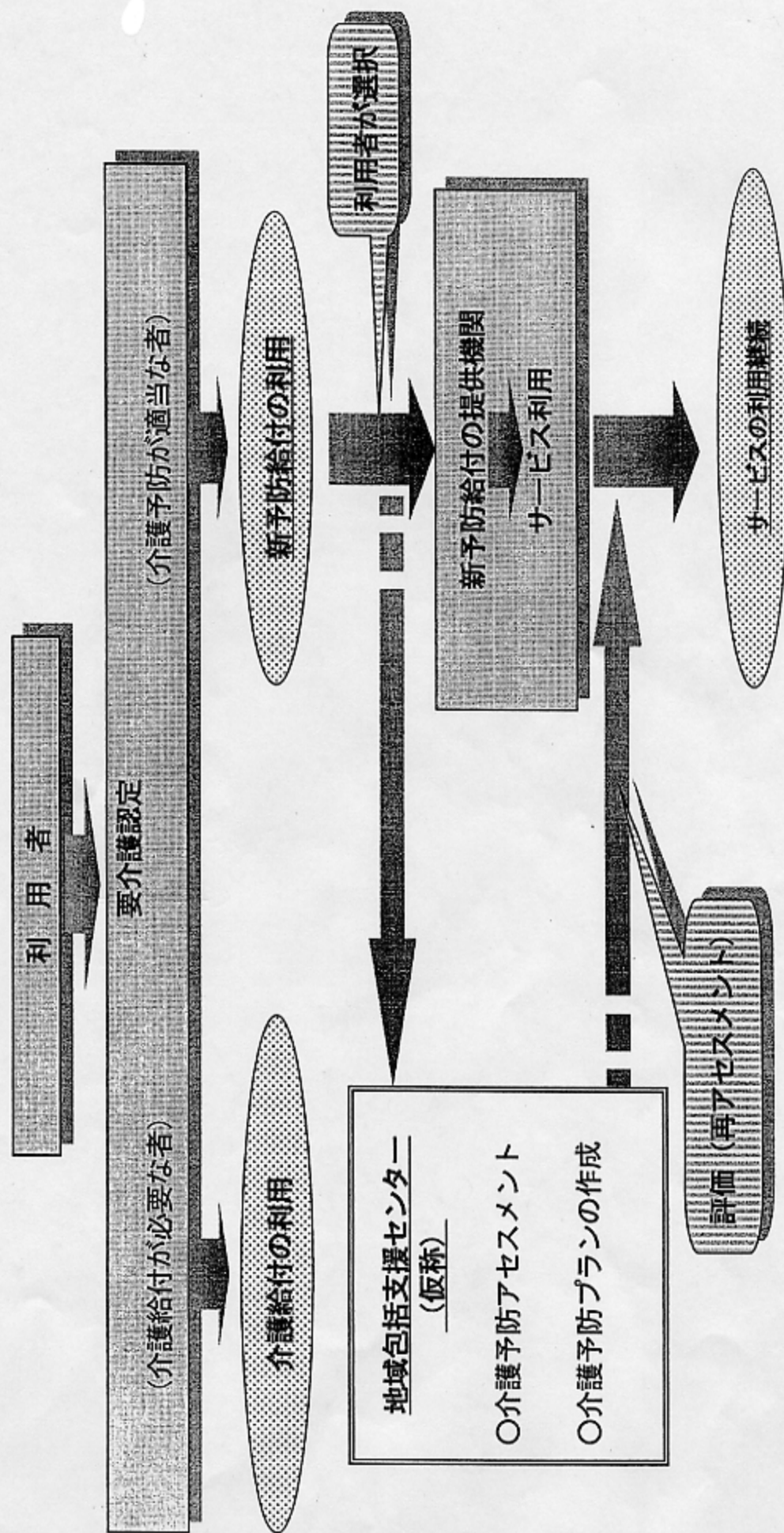
地域支援事業の財源（概要図）



新予防給付の利用の流れ（概要）

基本的な考え方

- 新予防給付の内容はあくまでも利用者の選択に基づき決定するものであり、いわゆる措置とは異なる。
- サービスの利用とマネジメントの分離を行うもの。



地域包括支援センターによる総合的介護予防マネジメントの実施（イメージ案） ＜マネジメントとサービスとの分離＞

評価（再アセスメント）

サービス提供

プラン策定

アセスメント

地域包括支援センター（仮称）

（介護予防事業（仮称）のマネジ）

（新予防給付のマネジメン）

認定外からの事業対象者
非該当者

新予防給付対象者

非該当者に対して、地域
支援事業を利用するよ
う勧奨

希望者に対して訪問に
よるアセスメントの実
施

アセスメント結果を踏ま
え、事業の実施プランの策
定。

事業実施
※民間事業者等に対して
委託可能
※委託した場合でも事業
実施のモニタリングは
実施

民間事業者等
市町村から委託を受け
た民間事業者等によ
る事業実施

対象者に対して訪問によるアセスメントの実施

介護予防プランの策定

※市町村が指定する当該区域の居宅介護支援機関（及び
同機関のケアマネジャー）に対して委託することが可能
（居宅介護予防支援機関（仮称）の指定要件は検討中）
※委託した場合においても、プラン内容の指示及びプラン
の最終確認は同センターにおいて実施

居宅介護支援機関・ケアマネ

保健師の指示に基づきプラン策定→本人同意の取得→
当該保健師に対してプラン内容の確認を行う。

事業実施のモニタリング

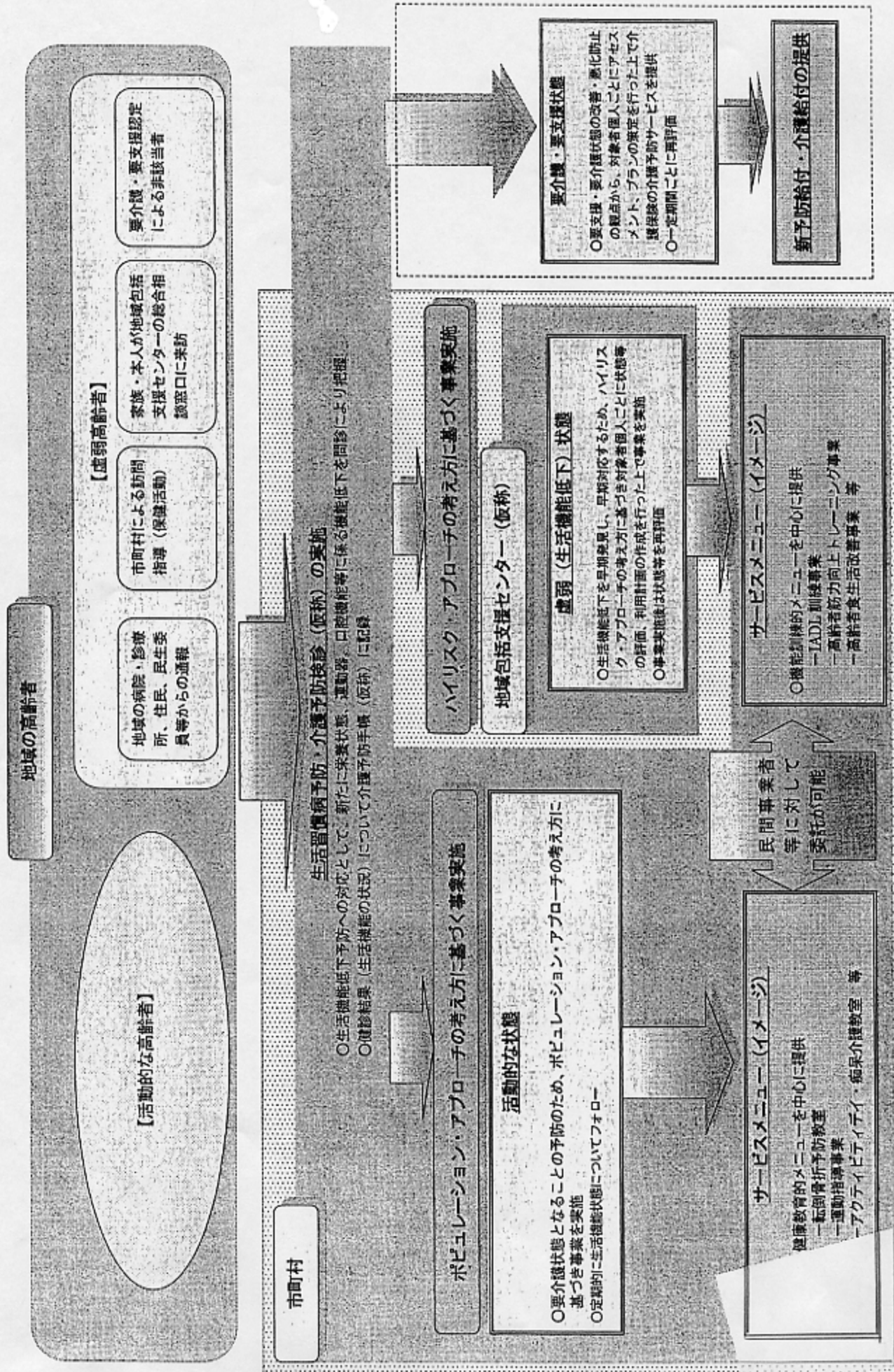
指定介護予防事業者
（仮称）

市町村による指定を受け
た指定介護予防事業者
（仮称）による事業実施
※指定要件等については
検討中

要介護認定（新規・更新・変更）

要介護認定

地域支援事業における介護予防事業（仮称）の基本スキーム（イメージ案）



介護予防サービスの流れ

65歳以上の高齢者 → 申請 → 市町村による認定審査会

要介護2～5

認定審査会でさらに心身の状態をチェック

要介護1

従来の介護サービス

それ以外

要支援1・2

介護予防サービス
(新予防給付)

自立

地域支援事業

- 転倒・骨折予防教室
- 認知症予防
- 栄養改善
- うつ予防



新しい
仕組みです

Aさんのケース



Aさんは写真が趣味。ひどいかぜをひいた後、引きこもりがちに。立ったり座ったりもおぼつかない



A:「昔みたいに近所の風景を撮って歩きたいんです」
保健師:「週2回、デイサービスセンターで筋力向上のトレーニングをしましょう」



A:「近くの公園にゆっくり歩いて行けるようになりました。あまり疲れなくなりましたよ」

保:「ひとまず、筋トレはやめて、もう一度、要介護認定を受けてみましょう」→(冒頭の申請へ)

〇〇市地域包括支援センター
(新設)

- ①生活や心身の状態をチェック
- ②保健師らと相談して目標をたてる
- ③サービス内容を決めて利用
- ④達成状況を評価

地域包括支援センター
その他の仕事

●相談受け付け

「介護の仕方がわからない」
「財産管理の手続きをしたい」
「隣のおばあさん、元気がない」等

●社会福祉士

市町村・病院・弁護士などを紹介、連携して解決

●保健師

「自立」の人らの介護予防を指導

●主任ケアマネジャー

事業者のケアマネジャーの指導

Bさんのケース



Bさんは一人暮らし。長時間台所に立てず、近くのコンビニでおにぎりやサラダを買うことが多い



B:「また台所に立ちたいわ。でも、筋トレはいや」
保健師:「ヘルパーと買い物に行って料理も一緒に作り、栄養を考えたメニューを教えてください」



B:「簡単な料理ならできるようになったの。でも、重い物が持てないし、買い物はまだ不安だわ」

保:「じゃあ、ヘルパーはもう少し続けましょう」→(①のチェックへ)

グラフィック: 川添寿 / The Asahi Shimbun